

【事業者選択型経営者保証非提供制度】の概要

信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者等が選択できる環境を整備することを通じて、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速し、もって中小企業者等の事業の発展に資することを目的として創設します。

対 象 者	次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※) (1) 保証申込日以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)の決算書等を金融機関の求めに応じて提出していること。 (2) 保証申込日の直前の決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、代表者等への役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でない(純資産の額$\geq$0)こと。 ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でない(経常利益+減価償却$\geq$0)こと。 (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者等への役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。 (5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。 ※ ・法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。 ・設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。
信用保証料	上記(3)①及び②のいずれにも該当する場合 所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率 上記(3)①又は②のいずれか一方のみに該当する場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率
対象となる保証	無担保保険に付保される保証 (法令により経営者保証を徴求しない保証・経営者保証不要の取扱いとなる保証等を除く)